

農業委員会 だより

No.94

令和3年8月1日

編集・発行

小山市農業委員会

小山市中央町1-1-1

TEL(22)9242



小山市市民農園にて 「手植えによる田植え体験」が行われました。

令和3年5月23日、市民農園（道の駅思川南側）にある水田にて、田植え機の植付け見学と手植えによる田植え体験が行われました（秋には稲刈り体験を予定しています）。当日は天気に恵まれ、参加した皆さんや子供たちが泥んこになりながら田植えを楽しみました。

◇主催、小山市農政課



意見交換会の様子

小山市農業委員会と 小山市議会との意見交換会

令和3年3月1日、市議会あて提出した「農地利用最適化推進に関する意見」に関連して、市議会議員との意見交換会を実施しました。農業委員会から、小山市の農業の現状と課題を共有するため、農地・担い手に関する将来予測や、市内各地区の「人・農地プランの実質化」の進捗について報告し、優良農地を次世代につないでいくため、「担い手の確保」をテーマとして、活発な意見交換が行われました。

農地法による許可制度について

農地の貸し借り、売り買い、さらには農地を耕作以外の目的に使用するときにも農地法に基づき、農業委員会の許可を受ける必要があります。

- 農地は、農地法により転用を厳しく制限されています。農地を住宅・駐車場敷地等にすると、農業用の倉庫敷地やハウス内に農機具を置くときなど、たとえその場所が自身の所有農地でも、農業委員会の許可等を受ける必要があります。
- 農地の無断転用には罰則があります。無断転用について、農業委員会は工事の中止や現状回復命令などの措置を命ずることができるほか、罰則（個人の場合：3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合：1億円以下の罰金）を適用する場合があります。

農地転用のご相談は、

お問合せ

農地調整係

☎0285(22)9243

(10a当たり)

	締結された地域名	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	参 考 (データ数)
田 (水稲)	(参考) 小山市平均	11,300			
	思川西部	12,300	17,500	4,800	310
	思川東部	8,500	10,100	3,000	131
	鬼怒川流域	11,300	14,900	3,600	24
畑	全 域	7,100	12,000	3,000	50

- ※1 データ数は、集計に用いた件数です。
- ※2 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ※3 物納(米等)の支払いについては、データ数に含めておりません。
- ※4 あくまでも過去の賃借料情報の提供ですので、契約の際は、お互いに話し合ってください。

お問合せ

農地利用最適化推進係
☎0285(22)9861

令和2年1月から令和2年12月までに締結された賃貸借契約における賃借料水準は、左記のとおりです。

小山市賃借料情報



農地は管理をせずに放置すると、雑草が繁殖したり、病害虫の発生や鳥獣のすみかとなり、また粗大ごみを不法投棄されるなど、生活環境悪化により周辺農地や住宅へ迷惑をかけることとなります。農地を所有される方は、責任をもって草刈り、耕うんなど適正な管理に努めるとともに、農作物を栽培して有効に活用しましょう。



耕作放棄地の解消に向けて 乗用草刈機（バロネス）の貸出について

○耕作放棄地の解消の取り組みに対し乗用草刈機の貸出を行っております。ご希望の方は事前に予約状況を確認し、利用日の1週間前までに申請書をご提出ください。

【参考】全長275cm、全幅126cm、全高132cm、総質量890kg

※乗用草刈機の利用には、運搬用のトラック（2t以上）が必要です。

※利用料は1日につき2,000円です。

※乗用草刈機の返却時に燃料（軽油）を満タンにして下さい。（燃料費は利用者負担）



お問合せ 農地利用最適化推進係 ☎0285（22）9861

農地パトロール（利用状況調査） 実施のお知らせ

農業委員会では、毎年8月から9月にかけて遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止・早期発見のため、市内すべての農地を対象に農地パトロール（利用状況調査）を実施しています。

このため、農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局が、農地を見廻り、調査をします。調査時には、皆様の農地に立ち入る場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。



農業用免税軽油を消費する皆様へ ～栃木県税事務所からのお知らせ～

軽油引取税に係る免税措置の延長について

軽油引取税に係る免税措置は、令和6年3月31日まで延長になりました。
免税証等の取扱いは以下のとおりです。

- 1 免税証：一括交付でお渡した免税証は、令和3年3月31日まで有効期限になっていますが、令和3年12月31日まで使用できます。変更の手続きは必要ありません。
- 2 免税軽油使用者証：一括交付でお渡した使用者証は、令和3年3月31日までの有効期限になっていますが、交付の日から3年間有効であると読み替えますので大切に保管してください。
- 3 免税軽油の引取り等に係る報告書の提出：従来どおり、次回の免税証交付時に報告(提出)が必要です。報告書に必要事項を記載し、納品書(領収書、請求書)等(コピー可)を添付して提出してください。
- 4 未使用の免税証の返納：従来どおり、使用していない免税証は、次回の免税証交付時に返納してください。
- 5 次回の一括交付の日程等：次回の一括交付の日程、場所等は、11月以降、栃木県税事務所HPや各市町・JA等の広報誌等でお知らせします。

お問合せ 栃木県税事務所 軽油引取税調査担当 〒328-8504 栃木市神田町6-6 ☎0282(23)6882

農業者年金に加入しませんか？

農業者の皆さん、公的な年金「農業者年金」は、国民年金に上乗せできるあなた自身の積み立て年金です。加入して、安心して豊かな老後を実現しませんか。

1.加入要件は

- ①20歳以上、60歳未満
- ②国民年金の第1号被保険者
- ③年間農業従事日数60日以上の方



2.保険料は

月2万円～6万7千円の間で千円単位で選べます。

- 認定農業者等の必要な要件を満たしている方には国の補助があります。また支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になります。
- 終身年金です。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、死亡一時金が遺族に支払われます。

お問合せ 農政対策係 ☎0285(22)9242

全国農業新聞を購読してみませんか

激変する農業情勢から身近な話題まで、さまざまな農業関連の情報が得られます。農家の方ももちろん、農業に興味のある方も是非ご購読下さい。

全国農業新聞は毎週金曜日発行で購読料は月700円です。



購読申込みについては

地元農業委員・農地利用最適化推進委員または農政対策係 ☎0285(22)9242

青色申告をはじめませんか

小山市青色申告会は、帳簿の記帳、減価償却費計算、決算書・確定申告書の作成等の指導会を実施しています。

また、税制改正、消費税に対応した研修会やeTax申告等のパソコン講習会も実施しており、指導員のもと習熟に励んでいます。

まだ青色申告をはじめていない方、また青色申告について詳しく知りたい方、一緒に勉強しませんか。

青色申告会の年会費は7,000円です。



家族経営協定に取り組みませんか

家族で営む農業経営について、家族構成員が対等な立場で話し合い、家族一人ひとりの立場や働き方を明らかにし、経営計画や生活設計を立て、その成果を書面として残すのが家族経営協定です。家族経営協定に取り組み、農業経営や夢の実現に役立てませんか。

お問合せ 地元農業委員・農地利用最適化推進委員または農政対策係 ☎0285(22)9242

お問合せ 農政対策係 ☎0285(22)9242